

議第142号

京都市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例の  
制定について

京都市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例を次のよう  
に制定する。

平成24年11月26日提出

京 都 市 長    門    川    大    作

京都市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法第18条の規定に基づき、診療所における専属の  
薬剤師の配置の基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 医師が常時3人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師を置  
かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める必要があるので提案す  
る。